

福祉衛生環境保全委員会配付資料
平成 17 年 2 月 17 日
衛 生 局

福祉衛生環境保全委員会 資料

- 資料 1 横浜市立みなと赤十字病院の指定管理者による管理に関する協定
について
- 資料 2 横浜市立みなと赤十字病院の指定管理者による管理に関する基本協定(案)、
指定管理業務基準書(案)の主な内容について

衛 生 局

横浜市立みなと赤十字病院の指定管理者による 管理に関する協定について

横浜市立みなと赤十字病院の運営については、横浜市と指定管理者である日本赤十字社との間で、「横浜市立みなと赤十字病院の指定管理者による管理に関する協定（以下「指定管理協定」といいます。）」を締結し、これに基づいて指定管理者が運営を行います。

1 指定管理協定の構成

指定管理協定は、指定管理者を選定する際に市が示した指定条件及び指定管理者が提出した提案書類を踏まえたものであり、次のような構成となっています。

- (1) 指定管理基本協定（「基本協定」）
協定期間は30年です。指定管理に係る基本的事項を定めます。
（内容） 協定の基本事項 指定管理業務、自主事業 交付金・負担金等
業務の計画・報告等 協定の解除 雑則
- (2) 指定管理業務基準書（「基準書」）
基本協定に附属するもので、指定管理業務の細部について実施基準を定めており、管理委託の場合の仕様書に該当します。
（内容） 個人情報等の取扱い 政策的医療の提供
地域医療の質向上に向けた取組事項 使用料及び手数料の徴収
施設等管理基準 業務の計画、報告等
- (3) 指定管理年度協定（「年度協定」）
協定期間は1年です。年度ごとに締結が必要な事項を定めます。
（内容） 診療報酬交付金及び指定管理料の支払方法 政策的医療交付金の額、支払方法
国・県補助金相当額の交付方法 指定管理者負担金の算定方法
- (4) そのほか、これら指定管理協定を補完するものとして、政策的医療交付金交付要綱など、交付金の申請、交付決定、支払いなど交付に係る事務取扱いを定めた要綱等があります。

2 指定管理協定締結の当事者

- ・ 横浜市（甲） 病院事業管理者（病院経営局長）
- ・ 指定管理者（乙） 日本赤十字社社長
（横浜市の代表者は、協定の締結日が病院事業に地方公営企業法の全部が適用される日と同一であるため、病院事業管理者となります。）

みなと赤十字病院の運営に関して横浜市と指定管理者が結ぶ協定については、これまで、「指定管理契約」という言葉を用いて説明してきましたが、指定管理者が行う公の施設の管理に係る契約については、総務省の通知において「協定書」という言葉が使用されているため、これに合わせた表現とします（表現は変わりますが、契約としての効力は同じです。）

横浜市立みなと赤十字病院の指定管理者による管理に関する基本協定（案） 指定管理業務基準書（案）の主な内容について

第1 基本的事項

この協定の基本的事項として、「協定の期間」、「指定管理業務の執行」、指定管理者が指定管理業務を行う上での遵守事項である「秘密の保持」、「個人情報等の取扱いについて」等について定めています。個人情報の取り扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」及び「横浜市個人情報の保護に関する条例」に基づき、指定管理者が守るべき事項について定めています。

〔主な項目〕

「協定の期間」(基本協定)

この協定の期間は、平成17年4月1日から平成47年3月31日までとする。

「指定管理業務の執行」(基本協定)

- 1 乙は、指定管理業務を行うに当たり、基本協定、年度協定、横浜市病院事業の設置等に関する条例(以下「設置条例」という。)横浜市病院事業の経営する病院条例(以下「経営条例」という。)横浜市病院事業の経営する病院条例施行規程及び関係法令等のほか、甲が示した指定管理者が実施すべき医療の種類、内容、水準その他の指定のための条件(以下「指定条件」という。)に定める事項を遵守しなければならない。
- 2 乙は、乙が行った提案の趣旨に則り、良質な医療を市民に提供しよう努めなければならない。

「秘密の保持」(基本協定)

- 1 乙は、指定管理業務に関して知り得た秘密を他に知らせてはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 2 乙は、その使用する者に対し、在職中及び退職後における秘密の保持について周知しなければならない。

「個人情報等の取扱いについて」(基準書)

- 1 個人情報の保護に関する法律に規定する個人情報取扱事業者としての義務を遵守すること。
- 2 個人情報を適正に管理し、漏えい、滅失、改ざん、き損等を防止すること。
- 3 個人情報を収集するときは、必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集すること。
- 4 個人情報等を指定管理業務以外の目的のために利用し、又は第三者に提供しないこと。
- 5 個人情報の開示要求に適切に対応できる体制を整えること。
- 6 個人情報を不当な目的に使用したときは、横浜市個人情報の保護に関する条例第40条に規定する罰則の適用対象となること。

「損害賠償」、「事情変更」、「危険負担」等(基本協定)

- 1 相手がこの協定に違反したことにより損害が発生したと認めるときは、相手方に対し、損害賠償の請求をすることができるものとする。
- 2 この協定締結後において、社会情勢、経済情勢等に著しい変化があった場合は、甲乙協議のうえ、協定の変更を行うことができるものとする。
- 3 第三者に与えた損害は、甲に責めがない限り乙の負担とする。

第2 指定管理業務

1 診療、検診

平成17年4月に条例に定める23診療科のうち、精神科を除く22診療科を開設すること、及び横浜市が実施するがん検診等の検診業務や人間ドックを行うことを定めています。なお、精神科及び精神病床については、平成19年度に開設する予定としています。

〔主な項目〕

「診療」、「検診」(基本協定)

- 1 乙は、協定の期間開始の日から、設置条例に規定する診療科及び病床を開設しなければならない。ただし、精神科及び精神病床については、平成20年3月31日までに開設することとする。
- 2 乙は、横浜市が実施するがん検診、健康診査等の検診業務を受託するものとする。
- 3 乙は、人間ドックその他の検診業務を行うことができる。

2 政策的医療

みなと赤十字病院で実施する政策的医療について、指定条件及び提案を踏まえて具体化に向けた協議を行い、実施すべき内容について基本協定及び基準書に定めています。なお、11の政策的医療のうち「精神科救急医療」及び「精神科合併症医療」は、平成19年度に実施する予定となっています。

〔主な項目〕

「政策的医療」(基本協定)

- 1 乙は、次の各号に定める政策的医療を提供しなければならない。具体的内容は、基準書に定める。
(1) 24時間365日の救急医療、(2) 小児救急医療、(3) 輪番制救急医療、(4) 母児二次救急医療
(5) 精神科救急医療、(6) 精神科合併症医療、(7) 緩和ケア医療、(8) アレルギー疾患医療
(9) 障害児者合併症医療、(10) 災害時医療、(11) 市民の健康危機への対応
- 2 乙は、前項の政策的医療を協定の期間開始の日から提供する。ただし、第5号及び第6号の政策的医療については、平成20年3月31日までに提供を開始するものとする。
- 3 乙は、甲が新たな政策的医療の実施を求める場合は、実施に向けた協議に応じるものとする。

「24時間365日の救急医療」(基準書)

- 1 救急部を設置し、25床の救急病棟及び救急専用外来の機能を活用した救急医療体制を構築すること。
- 2 救急部に常勤の医師を2名以上配置すること。
- 3 神奈川県救急医療情報システムに参加すること。

「小児救急医療」(基準書)

- 1 横浜市の小児救急医療対策事業に参加すること。
- 2 休日及び夜間に小児救急専用ベッド3床以上を確保すること。
- 3 救急医療に携わる小児科医1名以上を常時配置すること。

「輪番制救急医療」(基準書)

- 1 横浜市の病院群輪番制救急医療体制に参加すること。
- 2 内科・外科・急性心疾患の救急医療体制を組むこと。

「母児二次救急医療」(基準書)

- 1 横浜市の母児二次救急システムに参加すること。
- 2 神奈川県周産期救急システムに協力病院として参加すること。
- 3 産婦人科診療所等との連携を図り、母児(妊娠期間30週以降かつ推定出生体重1,500グラム以上の母体、胎児、新生児)の救急医療の受入れ等を行うこと。
- 4 産婦人科、小児科の24時間365日の勤務体制を組むこと。

「精神科救急医療」、「精神科合併症医療」(基準書)

実施基準については、平成18年度に別途協議を行う。

「緩和ケア医療」(基準書)

- 1 癌による末期症状を示している患者に対する緩和ケア医療を行うこと。
- 2 日本ホスピス緩和ケア協会による「施設におけるホスピス・緩和ケアプログラムの基準」に基づくケアを行い、開院後速やかに施設基準を取得すること。
- 3 身体症状の緩和を担当する医師及び精神症状の緩和を担当する医師のほか、専任看護師を緩和ケア病棟に配置すること。
- 4 院内における緩和ケア医療の提供のほか、在宅緩和ケアを実施すること。

「アレルギー疾患医療」(基準書)

- 1 アレルギー科に、アレルギー学会認定の専門医を含む3名以上の医師を常勤配置すること。
- 2 アレルギー科を中心に、診療部門、教育啓発部門及び研究部門から構成される組織を設けること。
- 3 重症化・複合化するアレルギー疾患に適切に対応するため、関連する診療科と連携し、複数科の協力による専門外来を設置すること。
- 4 時間外においても、関係科との連携により、喘息発作等の対応が可能な体制をとること。
- 5 市民からの相談等に対応し、地域において相談・啓発活動を行う体制をとること。
- 6 臨床データや最新の医療情報を収集・整理し、市民や医療機関への情報発信・研究・啓発・教育を行うこと。
- 7 本市近隣に所在するアレルギーに関する専門的施設等及び関連学会と連携・協同して、診療に関するデータの蓄積及び提供あるいは情報の共有化を進め、アレルギー疾患及びその治療に関する・研究解析を積極的に行い、その成果を臨床に役立てること。
- 8 病院を拠点とし、アレルギー専門医による病病連携及び病診連携の体制を確立すること。

「障害児者合併症医療」(基準書)

- 1 重度障害児(者)が適切な医療を受けられる体制を整え、診療時間や予約診療などの工夫を行うこと。
- 2 障害児(者)の緊急診療(入院を含む)にできる限り対応すること。
- 3 港湾病院において培ってきた障害児者施設との連携を継続すること。

「災害時医療」(基準書)

- 1 免震構造、屋上ヘリポート、小型船舶用船着場など、みなと赤十字病院の構造・設備を活用した災

害時医療体制を整えること。

- 2 病院施設の非常時にも診療機能が維持できるよう、職員体制を整えること。
- 3 「神奈川県地域防災計画」に基づく災害医療拠点病院としての機能を持つこと。
- 4 「横浜市防災計画」上の役割を果たすこと。
- 5 「神奈川県医療救護計画」に基づく活動を行うこと。
- 6 日頃から災害に対応するため、食料等の備蓄、災害対応等を行うこと。
- 7 日本赤十字社としての知識・経験を活かした取組を行うこと。

「市民の健康危機への対応」(基準書)

- 1 感染症や放射性物質等の漏出事故などの突発的な健康危機への対応を行うこと。
- 2 市民の健康危機に対応するために必要な医薬材料等の確保・保管を行うこと。
- 3 市民への健康危機へ対応するための必要な指示は、病院事業管理者が行う。

3 地域医療全体の質向上に向けた役割

「地域医療全体の質向上に向けた役割」について、指定条件及び提案を踏まえて具体化に向けた協議を行い、実施すべき内容について基本協定及び基準書に定めています。

〔主な項目〕

「地域医療全体の質向上に向けた取組」(基本協定)

乙は、次の各号に掲げる事項に取り組みなければならない。具体的内容は、基準書に定める。

- (1) 医療における安全管理
- (2) 医療倫理に基づく医療の提供
- (3) 地域医療機関との連携・支援、地域医療全体の質の向上のための取組
- (4) 医療データベースの構築と情報提供
- (5) 市民参加の推進

「医療における安全管理」(基準書)

- 1 安全管理に基づく医療の提供
- 2 院内感染対策の実施

「医療倫理に基づく医療の提供」(基準書)

- 1 必要な情報提供を行い、患者の自己決定権を尊重した、患者中心の医療を行うこと。
- 2 セカンドオピニオンを実施し、手続き、実施に係る経費等を院内に明示すること。
- 3 横浜市の基準に基づき診療録を開示すること。
- 4 院内倫理委員会を設置し、新規の治療法(施術法)及び保険外診療の実施、未承認医薬品の使用などについて、当該行為の適否を事前審査すること。

「地域医療機関との連携・支援、地域医療全体の質の向上のための取組」(基準書)

- 1 地域医療連携室を設置し、情報提供、症例検討会の実施、登録医制度の導入、開放型病床の設置など、地域医療機関との連携・協働を積極的に行うこと。
- 2 紹介率及び逆紹介率を高め、地域医療支援病院の指定を図ること。
- 3 患者・市民や地域医療機関に対する啓発活動、情報提供活動等を行うこと。

「医療データベースの構築と情報提供」(基準書)

- 1 カルテの共有、開示など医療の透明性を図り、わかりやすい医療を提供していくこと。
- 2 患者サービスの向上、効率的な経営管理等のため、医療情報システムを導入すること。
- 3 医療情報システムにより得られるデータを蓄積し、地域医療の質向上のために役立つ情報を発信するデータベースの構築を図ること。

「市民参加の推進」(基準書)

- 1 情報公開の推進を図ること。
- 2 病院の医療機能やその実施状況について市民が把握し、病院運営に市民の意見を反映させるため「市民委員会(仮称)」を設置し、運営すること。
- 3 病院ホームページの開設、広報誌の発行等の病院広報及び電子メールやアンケート等による広聴を積極的に行うこと。

4 使用料及び手数料の徴収

地方公営企業法に基づく使用料及び手数料の徴収事務委託について定めています。なお、徴収事務の内容は、収入調定、納入通知、収入の受け入れのほか、催告、督促及び滞納整理関連事務が含まれます。みなと赤十字病院使用料及び手数料は、公金として病院事業会計に収納されます。

〔主な項目〕

「使用料及び手数料の徴収」(基本協定)

- 1 甲は、地方公営企業法第33条の2に基づき、みなと赤十字病院の使用料及び手数料の徴収に関する業務を、乙に委託する。
- 2 「徴収」とは、収入調定、納入通知、収入の受け入れ並びに催告、督促及び滞納整理関連事務をいう。

5 施設、設備等の管理

施設設備等に長期間にわたり良好な状態で使用できるような管理基準を定めています。なお、現在の港湾病院で使用している物品の移設については、安全確認を行い、指定管理者の負担により移設します(物品の所有者は横浜市ですが、台帳管理、保守・修繕等は指定管理者が行います。)

〔主な項目〕

「施設、整備等の維持管理」、「管理の原則」、「施設の改良、改修及び修繕」(基本協定)

- 1 乙は、みなと赤十字病院の土地、建物、設備及び附帯施設について、維持管理を行う。
- 2 乙は、施設等を適正かつ良好な状態で管理するものとし、指定管理業務以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 乙は、施設等の維持管理に当たっては、法令等に定める有資格者を配置するものとする。
施設等の維持管理に必要な経費は、乙の負担とする。
- 4 施設等の改良工事(施設の原形を変更し、機能向上を伴う工事等をいう。)は、甲と乙とが協議を行い、甲が

承認した場合に、甲の負担で行う。

- 5 施設等の改修工事（施設の機能維持のために必要な工事等をいう。）は、事前に甲の承諾を得て、乙が行い、施設等の保守、修繕は、必要に応じて乙が行う。
- 6 乙は、横浜市立港湾病院の医療機器等の物品のうち、引き続きみなと赤十字病院で使用する物品（以下「甲の物品」という。）を、みなと赤十字病院に移設するものとする。
- 7 乙は、甲の物品が安全に機能することを確認しなければならない。
- 8 乙は、甲の物品について、財産台帳を備えその現状を明らかにし、保守、修繕等の管理を行う。

「施設の維持管理」、「市立病院としての取組」（基準書）

- 1 患者安全を第一に考え施設機能面から診療に寄与する施設の維持・管理を行うこと。
- 2 衛生管理、感染管理に基づく維持・管理を行うこと。
- 3 病院施設として予防保全に努めること。
- 4 医療廃棄物は感染管理の上、適正処理を行うこと。
- 5 ゴミの分別や減量化の施策に協力すること。

第3 自主事業

現在、横浜赤十字病院で実施している「訪問看護事業」及び「居宅介護支援事業」については、病院の患者サービスに寄与することが期待でき、指定管理業務の実施に有益な事業と考えられるため、みなと赤十字病院でも引き続き実施することとしています。これらの事業は、指定管理者の自主事業として取扱い、みなと赤十字病院に係る会計とは区分した上で、使用する施設等は、行政財産の目的外使用として許可します

〔主な項目〕

「自主事業」（基本協定）

- 1 乙は、施設等を拠点とし、健康保険法、老人保健法及び介護保険法に基づく訪問看護事業並びに介護保険法に基づく居宅介護支援事業を行うことができる。
- 2 自主事業のために施設等を使用するときは、目的外使用の申請を行わなければならない。
- 3 乙は、自主事業の会計と、みなと赤十字病院に係る特別会計とを区分しなければならない。

第4 交付金、負担金等

指定管理者が行う会計経理の原則や、市が指定管理者に対し支払う交付金である「診療報酬交付金及び指定管理料（指定管理者が収納した使用料及び手数料）」、「政策的医療交付金（政策的医療の提供に要する費用）」、「国・県補助金相当額交付金（国・県から交付される補助金）」の交付方法等、指定管理者が市に対して支払う「指定管理者負担金」、「病院事業会計共通経費負担金（横浜市立病院事業の本部運営に係る経費）」について定めています。

〔主な項目〕

「会計・経理の原則」、「経費の分担」（基本協定）

- 1 乙は、みなと赤十字病院に係る特別会計を設けるものとする。

- 2 乙は、この協定に特別に定めのあるものを除き、みなと赤十字病院に関し発生するすべての収入及び支出を、前項の特別会計に計上しなければならない。
- 3 乙が指定管理業務を行うために必要な経費は、別に定めのある場合を除き、乙の負担とする。

「診療報酬交付金」、「政策的医療交付金」(基本協定)

- 1 甲は、乙が収納した使用料及び手数料のうち、入院収益及び外来収益を診療報酬交付金として乙に交付するものとする。
- 2 甲は、政策的医療の提供に要する費用として、政策的医療交付金を予算の範囲内で乙に交付する。
- 3 甲は、指定管理業務を対象とした国及び神奈川県からの補助金の交付を受けたときは、交付された補助金相当額を乙に交付するものとする。

「指定管理者負担金」、「病院事業会計共通経費負担金」(基本協定)

- 1 乙は、甲に対し、指定管理者負担金を毎年度支払うものとする。ただし、医療法(昭和23年法律第205号)第7条第1項の規定に基づき申請を行い、許可を受けたすべての事項に係る医療法施行令(昭和23年政令第326号)第4条の2の規定に基づく使用開始の届出における使用開始日の属する年度までは、甲はこれを減免することができる。
- 2 甲は、乙に対し、横浜市病院事業の本部運営に係る経費として、病院事業会計共通経費負担金(以下「共通経費負担金」という。)の支払いを求めることができるものとする。
- 3 共通経費負担金の金額、支払方法等は、年度ごとに甲と乙とが協議を行い、指定管理年度協定に定める。

第5 業務の計画、報告等

指定管理者が行う指定管理業務を本市が管理していくため、事業計画書の提出、事業報告書の提出、各種の報告事項、計算書類等の監査、年報等の作成等、調査や協議会の設置について定めています。

〔主な項目〕

「事業計画書」、「事業報告書」、「計算書類」、「報告」(基本協定)

- 1 乙は、指定管理業務に係る事業計画書を作成するものとする。
- 2 乙は、毎年度終了後2か月以内に前条第1項の事業計画書に対応する事業報告書を作成し、甲に提出するものとする。
- 3 乙は、毎年度終了後2か月以内に、地方公営企業法第30条第1項に定める計算書類及び地方公営企業法施行令第23条に定める書類を作成し、甲に提出するものとする。
- 4 甲は、前項に基づき乙から提出された書類に係る監査を、第三者に行わせるものとする。
- 5 乙は、次に各号に掲げる事項については、事前に甲に報告するものとする。
 - (1) 病院長の任免に関すること。
 - (2) その他指定管理業務に係る重要な事項に関すること。
- 6 乙は、この協定に違反する事態が生じ、又は生じる恐れがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
- 7 乙は、医療事故が発生したときは、直ちに甲に報告するものとする。

「調査」(基本協定)

甲は、みなと赤十字病院の管理の適正を期するため、乙に対して、指定管理業務又はこれに伴う経理の状況に関し、報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

「協議会の設置」(基本協定)

甲及び乙は、みなと赤十字病院の運営に関する報告、協議又は調整を目的とした協議会を設置する。

第6 協定の解除

協定の解除と、これに伴う補償等の措置について定めたものです。なお、指定管理協定は、指定管理者の指定が取り消されたときに解除されます。

〔主な項目〕

「協定の解除」、「指定取消の申し出」(基本協定)

- 1 甲は、自治法第244条の2第11項の規定に基づき、乙の指定管理者の指定(以下「指定」という。)を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部又は一部の停止を命じたときは、催告なしにこの協定の全部又は一部を解除することができる。
- 2 前項の規定によりこの協定が解除されたときは、甲は、乙が受けた損害に対し、その補償は行わないものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により解除されたときは、この限りでない。
- 3 第1項の規定によりこの協定が解除されたときは、甲は、乙に対して損害の賠償を求めることができる。
- 4 乙が指定の取消しを求めるときは、3年以上の猶予をもって申し出、甲と協議するものとする。

横浜市立みなと赤十字病院への移行に伴う港湾病院の外来診療休診について

港湾病院では、平成 17 年 4 月 1 日から「横浜市立みなと赤十字病院」に移行するために、引継ぎのための作業を進めておりますが、患者カルテ等の移設や入院患者さんの移送を新病院の開院前に行う必要があるため、次のとおり外来診療を休診いたします。

1 外来休診日

平成 17 年 3 月 30 日（水）、31 日（木）の 2 日間

2 引継ぎ予定

(1) カルテ等の移設

平成 17 年 3 月 29 日（火）夕方 ~ 3 月 30 日（水）夜

* 患者さんの安全に配慮し、患者移送日にはカルテ等の移設は行いません。

(2) 入院患者さんの移送

平成 17 年 3 月 31 日（木）午後

* 同日午前中は横浜赤十字病院の入院患者さんを移送する予定です。

3 患者さん等への広報

- ・ 病院内でのポスター掲示、案内チラシの配布
- ・ 港湾病院ホームページへの掲載
- ・ 近隣区役所におけるポスターの掲示
- ・ 広報よこはまへの掲載（3月号市版）
- ・ 市大センター病院、市民病院、脳血管医療センター等への周知と救急患者受入依頼
- ・ 医師会、病院協会への周知と協力要請

< 参考 >

横浜赤十字病院は、現病院の閉院とみなと赤十字病院の開院準備のために、3月28日（月）から31日（木）まで休診する予定です。